

## 令和8年度 給付奨学生募集要項

公益財団法人 日本教育公務員弘済会茨城支部

公益財団法人 日本教育公務員弘済会茨城支部（以下「当会」という。）では、茨城県立高等学校又は茨城県立中等教育学校（後期課程）に在学し、修学意欲がありながら学資金の支払が特に困難と認められる者を対象として、給付奨学生を次のとおり募集します。

### [A] 募集概要

- 1 主催：公益財団法人 日本教育公務員弘済会茨城支部  
後援：文部科学省
- 2 募集対象：茨城県立高等学校又は茨城県立中等教育学校（後期課程）に在学する者
- 3 募集締切：令和8年6月30日（火）必着  
※ 生徒（申請者）が学校へ提出する期限は、各学校が定めていますのでご注意ください。
- 4 採用人数：100名
- 5 申請資格：次の（1）～（3）までのすべてに該当する者であること。
  - （1）対象者
    - ① 茨城県立高等学校又は茨城県立中等教育学校（後期課程）に在学し修学意欲がありながら学資金の支払いが特に困難と認められる者
    - ② 1世帯1名に限る（違う学校に兄弟姉妹がいても世帯で1名です。）
  - （2）家計基準  
家庭の事情により学費支弁困難（同一生計の合計所得金額400万円未満）と認められる世帯
  - （3）学校長の推薦  
修学意欲に富み、かつ学業を継続できると在学する学校の校長が認め、その推薦を受けた生徒
- 6 給付金額及び給付方法
  - （1）10万円
  - （2）奨学生名義の口座に振込みます。  
※ 振込予定日：令和8年9月18日（金）
- 7 募集期間：令和8年6月15日（月）～令和8年6月30日（火）まで（締切厳守、必着）
- 8 スケジュール  
令和8年7月中旬：「給付奨学生選考委員会」及び「教育振興事業選考委員会」で選考  
令和8年7月下旬：理事会で採用を決定  
令和8年8月上旬：選考結果を支部長から在籍する校長に通知  
学校において校長から生徒本人に「決定通知」を手交  
令和8年9月上旬：決定通知とは別に、「給付奨学生採用決定証」を当会担当者が学校にお届け  
までに  
令和8年9月中旬：奨学金を奨学生名義の口座に振込
- 9 申請手続き
  - （1）給付奨学生志望者は、給付奨学生申請書（給奨学様式1）に必要事項を記入のうえ、必要関係書類等を添付して在学している学校長宛に提出してください。
  - （2）各学校は、「5 申請資格」を満たす者を推薦してください。  
※ 各学校は、高等学校等給付奨学生推薦書（給付奨学様式4）を作成し、必要書類の添付を確認するとともに、記入事項〔生徒・親権者又は身元保証人〕の有無を確かめてから提出してください。
  - （3）各学校は、提出期限内に当会へ書類を送付してください。

## 10 提出書類



### (1) 申請時に必要な書類

- ① 令和8年度 給付奨学生申請書（給奨学様式1）
  - ② 給付奨学生推薦書（給奨学様式2）・・・学校関係者が作成
  - ③ 世帯全員の「所得に関する証明書」（就学者を除く）
  - ④ 添付書類・・・該当の場合
- ※ 3頁・[B]添付書類及び申請時に必要な書類に関する留意事項参照

### (2) 採用決定後に必要な書類

- ① 給付奨学金銀行振込依頼書（給付奨学様式3）・・・・・・奨学生が自署
  - ② 預金通帳の表紙裏面のコピー  
（金融機関名・支店番号・支店名・口座番号・預金者氏名が確認できる箇所）
- ※ 提出書類は返却しません。（当会で責任を持って処分いたします。）
- ※ 〈個人情報<sup>※</sup>の取扱いについて
- 申請書等に記入された個人情報<sup>※</sup>は、選考及び選考結果の通知のために使用します。

## 11 書類提出先

公益財団法人 日本教育公務員弘済会茨城支部  
〒310-0852 茨城県水戸市笠原町 978-46 茨城教育会館 1F  
電話  0800-800-0244 FAX  0800-800-3144

## 12 選考の基準及び選考の手順

### (1) 選考の基準

- ① 在学校長の推薦書等に奨学生として、ふさわしい人物であると評価されていること
- ② 家庭の事情により学費支弁困難と認められること
- ③ 向上心に富み、かつ修学意欲が感じられること

### (2) 選考の手順

- ① 申請書等による資格要件の確認
- ② 学資支弁の困難度の確認
- ③ 修学意欲の確認

### (3) 選考方法

「世帯年収」と「家庭状況」を考慮し、経済状況が厳しい応募者を優先します。

### (4) 「評価基準」の算出方法

※ 4頁・[C]評価基準参照

## 13 奨学生の採用決定

「給付奨学生選考委員会」及び「教育振興事業選考委員会」の選考後、支部長及び理事長が採用を決定します。

選考結果については、令和8年8月初旬ごろに、在学している学校長宛に郵送します。

※ 決定通知とは別に「給付奨学生採用決定証」を当会担当者が学校を訪問してお渡します。

## 14 給付の辞退：給付を辞退する場合は、辞退届を学校長名で作成のうえ、提出してください。

## 15 奨学生の採用決定後の義務

- (1) 給付奨学生は、「給付奨学生成果報告書」を学校へ提出してください。
- (2) 学校長は、令和9年1月29日（金）までに上記報告書を当会へ提出してください。

## 16 奨学金の返還

奨学生は次の事項のいずれかに該当したときは、給付奨学金の全額を当年度内に返還していただきます。

- (1) 奨学金を給付目的以外に使用したとき
- (2) 偽りの申請その他不正な手段によって給付を受けたとき
- (3) 休学、転学又は留年の理由が適切ではないと判断されたとき
- (4) 在学する学校で処分を受け、学籍を失ったとき
- (5) その他奨学生として適切ではないと判断されたとき

## 17 奨学金の併用：他の奨学金との併用も可能です。

## 18 その他：採用・不採用の理由等については一切回答しません。